議事要旨(2) 企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、都専門委員長より、企業結合専門委員会では、昨年7月に公表した論点整理へのコメントを踏まえて各論点を検討しているが、のれんの償却に関する論点について、経過的な取扱いを含め、専門委員会において検討している旨の説明がなされた。また、小賀坂主席研究員より、説明資料［審議事項(2)-1及び(2)-2］に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

（のれんの減損処理との関連について）

- ある委員より、仮にのれんを非償却とする場合、のれんの減損処理についてはIFRSの減損基準（IAS第36号）に合わせるのかどうかという質問があった。これに対して事務局からは、審議事項(2)-2のとおり、減損損失の認識の判定については、のれんを含むものだけ異なる扱いとすることは困難なため、現行の2段階方式を維持する方向性であるが、資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法を原則とすることや、減損テストの頻度については合わせていく方向性である旨のコメントがあった。

（経過的な取扱いについて）

- ある委員より、仮にのれんを非償却とする場合には、経過的な取扱いとして、過去分ののれんについても適用初年度の期首に一括して償却を止める案（1-1案）の方が、国際的な会計基準へのコンバージェンスがより明確になることと、これに合わせて負ののれんも剰余金又は利益へ計上することを支持する旨の意見があった。
- ある委員より、1-1案の場合、適用初年度に新たな減損テストで損失が計上されないように、適用初年度の期首に減損テストを適用した後の帳簿価額にするのかどうかという質問があった。これに対して事務局からは、減損テストは現行の2段階方式を維持する方向で検討しているため、期首、期末いずれで減損テストを行っても、さほど大きな影響はないケースが多いのではないかとのコメントがあった。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。